

入札公告

一般競争入札の実施について、次のとおり公告する。

平成29年 2月 6日

有限会社ケア・コラボレートK・H
代表取締役社長 佐々木 和代



1 入札に付する事項

- (1) 物品名 介護ロボット (PALRO)
- (2) 納入場所 北海道滝川市東町4丁目117番地24
グループホーム土筆
- (3) 納入期限 契約締結日から平成29年 3月21日まで
- (4) 規格・仕様 別途示す仕様書又はカタログ等による。
- (5) 予定価格 事前公表なし

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 入札公告日から入札執行日までの間に、滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成11年滝川市告示第43号)第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されている者又は滝川市競争入札参加等除外措置事務処理要領(平成26年滝川市告示第41号)第3条若しくは第8条の規定による競争入札参加等除外措置を受けている者であるなど、当社が入札に参加させることが不相当と認める者でないこと。
- (2) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は入札執行日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者

3 入札参加申請書等の提出に関する事項

入札参加希望者は、入札参加申請書を提出すること。

- (1) 提出期間 平成29年 2月 6日(月)から平成29年 2月 8日(水)まで
(日曜日、土曜日及び祝日等を除く。) 毎日午前9時から午後5時まで

- (2) 提出場所 北海道滝川市東町4丁目117番地24
有限会社ケア・コラボレートK・H (事務)
- (3) 提出方法 (2)の場所へ持参することとし、当社の事前の承認がある場合を除くほか
郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) その他 ア 申請書等の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
イ 提出された申請書等は、返却しない。
ウ 提出された申請書等は、無断で他に使用しない。

4 仕様書及びカタログ等(以下「設計図書等」という。)の閲覧に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写することができるものとし、その費用については、自己負担とする。
 - ア 閲覧期間 平成29年 2月 6日(月)から平成29年 2月 8日(水)まで
(日曜日、土曜日及び祝日等を除く。) 午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所 北海道滝川市東町4丁目117番地24
有限会社ケア・コラボレートK・H (事務)

5 入札手続等に関する事項

- (1) 入札の日時 平成29年 2月 9日(木) 午前9時00分
- (2) 入札の場所 北海道滝川市東町4丁目117番地24
有限会社ケア・コラボレートK・H 会議室
- (3) 入札方法
 - ア 入札の回数は原則として3回までとする。
 - イ 入札参加資格者の数が1者のときは、入札を執行しないものとする。
- (4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効に関する事項

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しない又は該当しなくなった者による入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札
- (3) その他入札に係る条件に違反した者による入札

7 落札者の決定及び入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札候補者とし落札決定を保留とした上で、入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。入札参加資格がない場合は、次順位入札者から順次確認を行い、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

8 入札保証金に関する事項

(1) 免除する

9 その他

(1) 談合情報があった場合は、事情聴取、誓約書及び積算内訳書等の徴取並びに公正取引委員会に通報することがある。

(2) 談合の疑いがあると認められるときなど、やむを得ない事由により当該入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札参加資格者がいない場合又は入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用並びに設計図書等の複写費用は入札参加資格者の負担とする。

(3) 契約締結後に、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。

(4) この公告に定めるもののほか、この入札に関し必要な事項は、当社が定めるところによる。